

令和3年10月21日

税務研修会

【源泉所得税】

初めての源泉徴収事務
(年末調整編)

公益社団法人 麴町法人会

1-2 年末調整の対象となる人

本年最後の給与を支払う時に、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書（以下「扶養控除等申告書」といいます。）」を提出している人

例えば、中途採用した人で、前の勤務先から給与の支給がある人の場合は、「前の勤務先の給与」と「自社の給与」を合算したところで年末調整を行います。

【年末調整の対象とならない人】

- 本年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 年の中途で退職した人（死亡退職等は除く。） など

例えば、2か所以上で勤務している人で、他の勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している人の場合は、自社に「扶養控除等申告書」が提出されていないので、年末調整の対象となりません。（本人は、「自社の給与」と「他社の給与」を合算して、確定申告で精算）

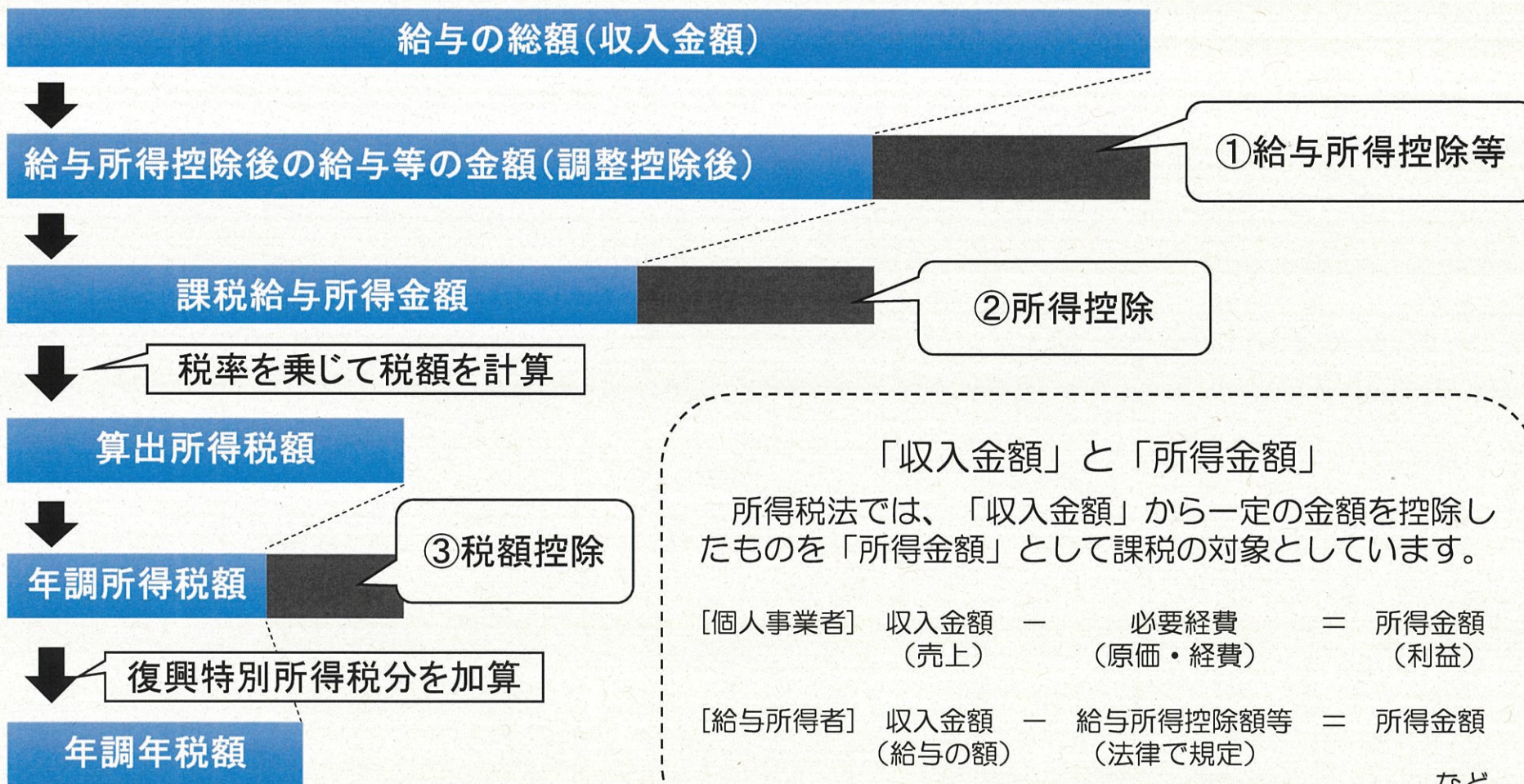
1-3 年末調整を行う時期

その年の最後に給与を支払う時（通常12月給与等の支給日）

（例外） 年の中途で死亡により退職した人・・・死亡（退職）の時 など

2 年末調整の手順

2-1 年調年税額算出の流れ



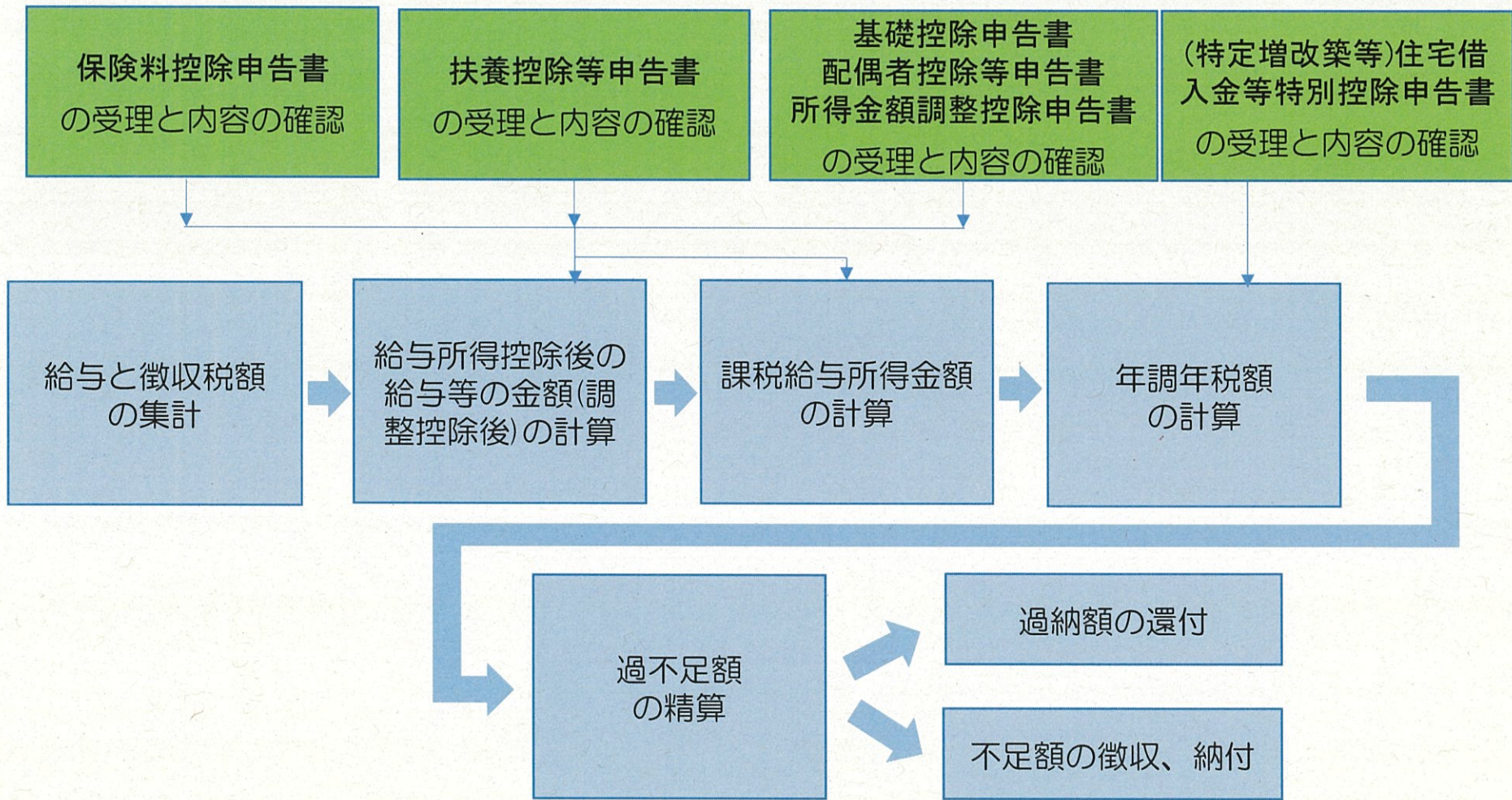
2-2 年末調整で適用が受けられる控除

給与所得控除	給与の収入金額に応じて算出	—
所得金額調整控除	(一定の要件に該当する者) 給与の収入金額に応じて算出	所得金額調整控除申告書
所得金額控除	社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除、地震保険料控除	保険料控除申告書
	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除 勤労学生控除	扶養控除等申告書
	配偶者控除、配偶者特別控除	配偶者控除等申告書
	基礎控除	基礎控除申告書
税額控除	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(2年目以降)	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

(年末調整では受けられない所得控除) 雑損控除、医療控除、寄付金控除

(年末調整では受けられない税額控除) 住宅借入金等特別控除(初年分)、配当控除 など

2-3 年末調整の手順



3 各種控除額

<保険料控除申告書の様式>

令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書

手続代務管長 神田 税務課長	給与の支払者の名称(氏名) ○○○○ 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	あなたの住所 又は居所 東京都練馬区栄町23-7	
	給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所 東京都千代田区神田錦町3-3		
	税務課長			

保

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間の年数	契約者の氏名	保険金等の受取人		新・旧	給与の支払者の控除額	
				氏名	住所			
●●生命	養老	10年	山川太郎	山川明子	妻	新	25,000	
××生命	養老	10年	カ	カ	カ	新	80,000	
一般の生命保険料 A 25,000 (新) + B 80,000 (旧) = 105,000							40,000	
●●生命	介護	10年	山川太郎	山川明子	妻	新	80,000	
介護保険料 C 80,000							40,000	
●●生命	○●年金	30年	山川太郎	山川太郎	本人	新	90,000	
××生命	○●年金	30年	カ	山川太郎	カ	新	30,000	
個人年金保険料 D 90,000 (新) + E 30,000 (旧) = 120,000							40,000	
計算式Ⅰ(新保険料等)中 A、C又はDの金額				計算式Ⅱ(旧保険料等)中 B又はEの金額				生命保険料控除額 計(①+②+③) (最高120,000円) 120,000
20,000円以下				25,000円以下				
20,001円から40,000円まで				25,001円から30,000円まで				
40,001円から80,000円まで				30,001円から100,000円まで				
80,001円以上				100,001円以上				

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	年数	契約者の氏名	支払期間	給与の支払者の控除額
××火災	地震(建物)	5年	山川太郎	地震	42,000
▲▲火災	積立傷害	20年	山川太郎	地震	14,800
地震保険料控除 ① 42,000 (地震) + ② 14,800 (積立) = 56,800					14,800
社会保険 ③ 12,400 (控除額)					12,400
合計(控除額) ① + ② + ③ = 69,200					69,200

○この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。